

日本の受益者の皆様へのお知らせ

株式会社証券保管振替機構からのお願い

日本における外国株券等保管振替決済制度においては、受益者の権利は平成 26 年 6 月 9 日現在の確定された同制度に基づく実質受益者の指図により、当社が行使いたしますので、この同意勧誘趣旨書をご検討いただきまして、同封の議決代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、日本では電話投票、インターネット投票は実施しておりません。

また、日本における連絡先は、Broadridge 社ではなく三井住友信託銀行株式会社となっております。

World Gold Trust Services, LLC
510 Madison Avenue, 9th Floor
New York, NY 10022

2014 年 6 月 19 日

受益者各位

平素は格別のご高配を賜り、SPDR® GOLD TRUST（ティッカーシンボル「GLD」）のスポンサーである World Gold Trust Services, LLC を代表し、GLD® 投資家の皆様に厚く御礼申し上げます。

2004 年 11 月に GLD がニューヨーク証券取引所に新規上場してから 10 年近くが経とうとしています。この間、GLD は何百万人もの投資家の皆様のため、金市場への便利なアクセスを提供してまいりました。今日、GLD は世界最大の商品上場投資信託（ETF）であり、NYSE アーカ、シンガポール証券取引所、東京証券取引所、香港証券取引所、メキシコ証券取引所（BMV）で取引されています。

さて、皆様におかれましては、本書に添付の**同意勧誘趣旨書**に記載されている 2 つの議案をご覧くださいますようお願い申し上げます。私達はこれまでの GLD の成功を心から誇りに思っており、現在から未来まですべての投資家の皆様のために今後商品を一層改善していく所存です。

添付の同意勧誘趣旨書に記載されている 2 つの議案の主な内容は以下の通りです。

- **単一手数料構造の導入/投資家への通常手数料年率の上限を日次純資産価額（NAV）の 0.40% に固定**—現在、信託は、信託の通常コストおよび費用として、一定の状況においては、年率で日次 NAV の 0.40% を超えて投資家の皆様の負担とすることが認められています。今回提案させていただく変更によって、投資家の皆様は今後、これらの手数料が年率で NAV の 0.40% を超えることはないとの保証を得ることになります。
- **スポンサーによる関連会社に対する報酬支払の許容**—本議案は、本信託に対する追加費用を生じさせずに、スポンサーが、マーケティングおよびその他のサービスを本信託に提供する関連会社に報酬を支払うことを認めるものです。

GLD の受益者様には、今回提案の修正により追加手数料が課せられ

ることはありません。これらの修正が SPDR[®] ゴールド・シェアを刷新し、簡素化して、究極的には現在から未来まですべての受益者の皆様にとって有益なものであるという私達の見解にご同意いただけることを願っております。**World Gold Trust Services, LLC** の取締役会は、**2つの議案に賛成されることを推奨いたします。**

皆様に議決権を行使していただくことが非常に重要です。添付資料や議決権行使方法についてご質問がある場合は、当社の同意勧誘代理人、Broadridge Financial Solutions, Inc.までお電話でお問い合わせください（電話番号：1-855-601-2254）。

本件につきまして、速やかに対応いただきますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

Kevin Feldman
最高経営責任者
World Gold Trust Services, LLC

SPDR® GOLD TRUST

c/o World Gold Trust Services, LLC
510 Madison Avenue, 9th Floor
New York, New York 10022
(212) 317-3800

2014年6月19日

同意勧誘趣旨書

2014年6月19日付の本同意勧誘趣旨書（以下「本同意勧誘趣旨書」といいます。）は、SPDR® Gold Trust（または「本信託」といいます。）のスポンサーに代わり、本同意勧誘趣旨書に記載されている2つの議案に対する貴殿の同意を得ることを目的として提供されるものです。当該議案は、2004年11月12日付でスポンサーたる World Gold Trust Services, LLC（以下「スポンサー」といいます。）と受託者たる The Bank of New York Mellon（以下「受託者」といいます。）との間の信託約款（その後2007年11月26日、2008年5月20日および2011年6月1日に修正）（以下「原信託約款」といいます。）を修正するものです。スポンサーおよび受託者は、6月18日付で本信託の信託約款をさらに修正しました（以下「2014年6月修正」といいます。）。2014年6月修正は、原信託約款の規定を明確化および補足するいくつかの修正を含みます。原信託約款および2014年6月修正を合わせて、以下本信託約款といいます。

本同意勧誘趣旨書と、添付の書面による同意書（以下「書面による同意書」といいます。）は、2014年6月23日の週から、本信託の受益権の適格保有者（以下「受益者」といいます。）に配布されます。本同意勧誘趣旨書に関して行動権を持つ受益者を決定するための基準日（以下「基準日」といいます。）である2014年6月9日現在、発行済のSPDR® ゴールド・シェア（以下「シェア」といいます。）数は262,700,000口でした。

2つの議案に同意される受益者様は、書面による同意書に正しくご記入の上（またはその他認められた方法により）、2014年7月18日（以下「期限日」といいます。）の米国東部夏時間午後4時までにお送りいただく必要があります。ただし、スポンサーの裁量により、本信託の発行済シェアの51%を保有されている受益者様から2つの議案にご同意いただいた場合は期限日以前に本同意勧誘を締め切るか、あるいは議決権行使期間とあわせて期限日を延長する可能性もあります。

議決権を行使する前に本同意勧誘趣旨書をよくお読みください。本同

意勧誘趣旨書に関してご質問がある場合や、その他の情報をご希望の場合は、当社の同意勧誘代理人たる Broadridge Financial Solutions, Inc.までお電話でお問い合わせください（電話番号：855-601-2254）。本同意勧誘趣旨書は、2014年6月23日の週から配布しております。

スポンサーおよびその取締役会は、受益者の皆様が本信託約款を修正する 2 つの議案のいずれにも「賛成」されることを推奨いたします。

同意勧誘に関する Q&A

Q：同意勧誘の目的は何ですか？

A：本同意勧誘趣旨書は、以下の議案に関して本信託約款を改正することを受益者の皆様に同意していただくために提供するものです。

- 議案 1 は、本信託の通常の手数料および費用が支払われる方法を変更し、本信託がスポンサーへ年率で日次純資産価額（以下に記載する通り、報酬の目的のために算出されます。以下「日次 NAV」といいます。）の 0.40% を手数料として支払う代わりに、スポンサーが、その他すべての通常の手数料および費用が本信託の日次 NAV の年率 0.40% を超えるかどうかに関係なく、かかる手数料および費用を負担するものです。
- 議案 2 は、スポンサーが、マーケティングおよびその他のサービスを本信託に提供する関連会社に報酬を支払うことを認めるものです。

議案の一方または両方が承認された場合、スポンサーおよび受託者は、特定の条件成就を前提として、採択された議案を組み込むために本信託約款を改正します。議案および本信託約款の規定に対する付随的な変更は別紙 A に記載する通りです。

スポンサーおよび受託者は、原信託約款の規定を明確化および補足する追加的修正のため、2014 年 6 月修正で原信託約款を修正しました。2014 年 6 月修正は、原信託約款の規定に従い、受益者の皆様の同意を得る必要のないものでした。2014 年 6 月修正の写しは、本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付されています。本同意勧誘趣旨書は、2014 年 6 月修正の受益者の皆様に対する必要な通知を含んでいるものとみなされます。2014 年 6 月修正に含まれる原信託約款に対する主な修正についての議論は、本同意勧誘趣旨書の 12 頁以降をご覧ください。

本信託は、米国で初めて開発された、商品価格連動型の上場投資信託でした。本信託を組成以来、商品価格連動型の似たような信託が多く組成され、これら信託に関する手続きや標準が進化してきました。議案 1 および 2014 年 6 月修正にて最近採択された修正は、共に、本信託が新規上場以来組成されてきた同様の上場商品に含まれる信託契約の条項に合わせて原信託約款の特定の条項を改正し、過去 9 年間に進化してきた業界慣行に沿ったものとなるよう、原信託約款の条項を明確化するためのものです。議案 2 は、スポンサーが、マーケティングおよびその他のサービスを本信

託に提供する関連会社をより効果的に活用することを認めるものです。スポンサーは、必要に応じてスポンサーの究極的な親会社である World Gold Council とその関連会社の専門知識をより効果的に活用することが、本信託と受益者様にとって有益であると考えています。スポンサーは、本信託にサービスを提供する関連会社への手数料を支払う責任を負うこととなります。

Q：この勧誘を行っているのは誰ですか？

A：スポンサーが2つの議案への議決権行使を皆様をお願いしています。

Q：スポンサーは、2つの議案にどのように議決権行使することを推奨していますか？

A：スポンサーは、両方の議案に「賛成」することを推奨しています。議案への賛成票は、当該議案に同意することを意味します。

Q：スポンサーは2つの議案に関して利害関係がありますか？

A：はい。とりわけ、議案1が採択されれば、スポンサーに支払われる総支払額の算出方法が変更されることになります。

本信託約款に基づき、スポンサーの報酬は現在、調整済純資産価額（以下「ANAV」といいます。）の0.15%に相当する年率で日々算出されており、後述の「背景—本信託の手数料および費用—手数料減額合意」で説明する通り、減額の対象となります。

本信託のANAVは日々、本信託の有する金の価値（原信託約款に記載される通り、ロンドン午後金値決めによって決定）から、前日までに発生した手数料および費用、ならびに本信託またはその資産価額を基準として計算されない本信託の費用（つまり、スポンサー、受託者、本信託のシェアのマーケティング・エージェントである State Street Global Markets, LLC（以下「マーケティング・エージェント」といいます。）および本信託のカストディアンである HSBC Bank USA, N.A.（以下「カストディアン」といいます。）の手数料以外の費用）の当日における発生見積額を差し引いて決定されます。そして次に、本信託のANAVを使って、当日のスポンサー、受託者、およびマーケティング・エージェントの手数料が算出されます。本信託の純資産価額（以下「本信託のNAV」といいます。）は、本信託のANAVから当日のスポンサー、受託者、マーケティング・エージェントおよびカストディアンの手数料を差し引いて決定します。

議案1では、スポンサーの手数料は日次NAVの0.40%に相当する年率

で日々発生することになりますが、そのかわり、スポンサーは本信託のすべての他の通常の手数料および費用の支払責任を負います。日次 NAV は日々、本信託の有する金の価値（本同意勧誘趣旨書の別紙 A に記載される通り、ロンドン午後金値決めによって決定）から、前日までに発生した本信託の手数料および費用を差し引いて決定されます。

議案 1 によって、本信託が支払う手数料および費用の純額は増えませんが、スポンサーが受け取る純額は、本信託の実際の費用によって、本信託の日次 ANAV の 0.15% の手数料よりも増減する可能性があります。

さらに、議案 2 によって、スポンサーは、マーケティングおよびその他のサービスを本信託に提供する関連会社を起用し、当該関連会社に報酬を支払うことが認められます。

Q：2つの議案に対して議決権を行使できる資格があるのは誰ですか？

A：2014 年 6 月 9 日（以下「基準日」といいます。）の営業終了時点の受益者が本議案に対して議決権を行使できます。基準日において、発行済シェア数は 262,700,000 口でした。各議案への議決権はシェア 1 口につき 1 票です。

Q：各議案が可決されるには何票が必要ですか？

A：各議案が可決されるには、基準日における発行済シェア数の 51% 以上の同意が必要です。

Q：2つの議案に関する受益者総会は開かれますか？

A：2つの議案に関する受益者総会は開かれません。

Q：議決権行使期限はいつですか？

A：Broadridge Financial Solutions, Inc. は、2014 年 7 月 18 日のニューヨーク時間午後 4 時以前に議決権の行使を受ける必要がありますが、スポンサーの裁量により、本信託の発行済シェアの 51% を保有されている受益者様からご同意いただいた場合は期限日以前に本同意勧誘を締め切るか、あるいは期限日を延長する可能性もあります。

Q：議決権行使はどのように行ったらよいですか？

A：ブローカー、銀行またはその他のノミニーからお手元に議決権行使手順指示書が届いているはずです。その手順に従って慎重に議決権を行使してください。

一般的には、以下の2つの方法のいずれかを使って議決権を行使することができます。

- 郵送

同意関連資料の印刷物の郵送をご希望になった場合は、署名および日付を記入した書面による同意書を同封の返信用封筒に入れて返送してください。

- 書面による同意書に記載されている方法

書面による同意書または銀行、ブローカー、ノミニー、あるいはその他の記録上の受益者によって提供されたその他の情報をご覧になって、電話でもしくはインターネットを介して電子的に議決権行使できるかどうかをご確認の上、書面による同意書またはその他の記録上の受益者によって提供されたその他の情報に記載の指示に従ってください。

各シェアに対して個別の証書は発行されていません。その代わりに、大券が、受託者により Depository Trust Company（以下「DTC」といいます。）に預託され、DTC のノミニーである Cede & Co. の名義で登録されています。大券は、任意の時点に残存するすべてのシェアを証します。

本信託約款では、シェアの登録所有者となれるのは、(i) DTC 参加者（以下「DTC 参加者」といいます。）、(ii) 直接または間接的に DTC 参加者と保管関係を維持している参加者（以下「間接参加者」といいます。）、ならびに (iii) DTC 参加者または間接参加者を通じてシェアの受益権を有するブローカー、銀行およびその他のノミニーに限られます。

受益者様がブローカー、銀行またはその他のノミニーのいずれかを通じてシェアを保有している場合は、受益者様がシェアの受益的所有者とみなされ、ご利用のブローカーが記録上の所有者となります。貴殿は、ご自分のシェアに関する議決権行使方法をブローカーに指示する権利があります。同意関連資料の印刷物の郵送をご希望の場合は、ご利用のブローカーが書面による同意書をお渡しします。

Q：ブローカーの議決権不行使とは何ですか？

A：ブローカーの議決権不行使とは、議案に対して議決権を行使する裁量権を持たず、クライアントから議決権行使指示を受け取らなかったブローカー、銀行およびその他のノミニーが保有するシェアです。受益者様のブローカーが受益者様の名義で受益者様のシェアを保有し、かつ受益者様がブローカーに議決権行使方法を指示しない場合、受益者様のシェアは議案に対して議決権が行使されないこととなります。**ブローカーの議決権不行使または棄権は、議案に対する反対票と同じ効果を有することとなります。**

Q：本同意勧誘趣旨書がインターネットから入手可能である旨の通知を私はなぜ郵送で受け取らなかったのでしょうか？

A：当社は、一部の米国外にお住まいの受益者様などを含め、一部の受益者様に本同意勧誘趣旨書と書面による同意書の印刷物を、それらの文書がインターネット上で入手可能であるとの通知の代わりにお送りしています。さらに、委任状資料の電子送信を事前に選択された受益者様には、電子メールによって本同意勧誘趣旨書が入手可能であるとの通知をお送りしています。これらの受益者様は、かかる資料が入手可能なウェブサイトへのリンクおよび本議案の議決権行使サイトへのリンクが含まれた電子メールを受け取られているはずです。

Q：電子的に本同意勧誘趣旨書にアクセスするにはどうしたらよいですか？

A：本同意勧誘趣旨書はインターネットの <http://www.spdrgoldshares.com/> から閲覧可能です。

Q：賛否を変更することはできますか？

A：議案に対する最新の議決権行使のみが集計対象となります。したがって、議決権行使期間中はいつでも、インターネット、書面による同意書または電話によって再び議決権を行使すれば、それだけで前回の賛否を無効にできます。

Q：質問がある場合はどこに連絡したらよいですか？

A：同意勧誘代理人たる Broadridge Financial Solutions, Inc.までお電話でお問い合わせください（電話番号：855-601-2254）。

議案の概要

本同意勧誘趣旨書は、下記 2 つの議案に関連して本信託約款を修正することを受益者の皆様に同意していただくために提供するものです。

- 議案 1 は、本信託の通常の手数料および費用の支払方法を変更し、本信託がスポンサーへ年率で日次 NAV の 0.40% を手数料として支払う代わりに、スポンサーが、その他すべての通常の手数料および費用が本信託の日次 NAV の年率 0.40% を超えるかどうかに関係なく、かかる手数料および費用を負担するものです。
- 議案 2 は、スポンサーが、マーケティングおよびその他のサービスを本信託に提供する関連会社に報酬を支払うことを認めるものです。

議案の一方または両方が採択された場合、スポンサーおよび受託者は、本信託約款に対する修正を実行し、当該修正には、別紙 A で示される通り、かかる採択された議案に関連した修正が含まれるものとします。議案 1 が採択された場合には、支払手続きおよび支払条件の変更を反映するために、本信託へサービスを提供する様々な業者との契約も変更が必要となります。

議案 1 が受益者様により承認される限りにおいて、スポンサーが本信託の 1 社または複数のサービス提供者に対し支払を行わない場合、スポンサーが支払うべき本信託の通常費用に対して、本信託が本信託の日次 NAV の年率 0.40% を超える額を支払わなくてもよいようにする妥当な手続きが整備されるまで、議案 1 および議案 2 は実行されません。

背 景

本信託は、2004 年 11 月 12 日にニューヨーク州法に基づき原信託約款に基づいて設定された投資信託です。World Gold Trust Services, LLC がスポンサー、The Bank of New York Mellon が受託者、State Street Global Markets, LLC がマーケティング・エージェント、HSBC Bank USA, N.A. がカスタディアンです。本信託は金を保有し、随時、金の預託と引き換えにシェアをバスケット単位で発行し、バスケットの解約があれば金を分配します。1 バスケットは 100,000 口のシェアに相当します。シェアのバスケットの設定または解約が認められているのは認定された参加者（以下「認定参加者」といいます。）のみです。本信託の投資目的は、金地金価格から本信託の費用を差し引いた金額の推移をシェアが反映するようにすることです。本信託はアクティブ運用されません。

本信託は、米国で初めて開発された、商品価格連動型上場投資信託でした。本信託を組成以来、商品価格連動型の似たような信託が多く組成され、これら信託に関する手続きや標準が進化してきました。議案1は、2014年6月修正に含まれる他の一定の修正とともに、とりわけ、本信託が設定以来組成されてきた同様の上場商品に含まれる信託契約の条項に合わせて原信託約款の特定の条項を改正し、本信託の新規上場後に進化してきた業界慣行に沿ったものとなるよう、原信託約款の条項を明確化しようとするものです。

議案1

本信託の通常の見積営業費用は日々発生し、現在は本信託のNAVに反映されています。本信託の通常の営業費用には以下が含まれます。すなわち、(i) スポンサーに支払う手数料、(ii) 受託者に支払う手数料、(iii) カストディアンに支払う手数料、(iv) マーケティング・エージェントに支払う手数料およびその他のマーケティング費用、ならびに(v) 印刷および郵送費用、弁護士および監査費用、登録手数料、上場手数料など、様々な信託の運営手数料が含まれます。スポンサー、受託者、カストディアンおよびマーケティング・エージェントの手数料ならびに本信託の運営手数料は本信託に発生し、本信託が支払います。受託者は、本信託の費用を支払うために必要であれば本信託が保有する金を売却します。

議案1は、本信託の日次NAVの年率0.40%以下の支払を本信託がスポンサーに行うかわりに、スポンサーが本信託のすべての通常の費用を負担することとするものです。以下に説明する、現在スポンサーとマーケティング・エージェントとの間で締結されている手数料減額合意がたとえ終了したとしても、本信託の通常の費用が日次NAVの年率0.40%を超えても当該手数料が増えることはありません。

現在、受託者は本信託の資産から以下の通り、本信託の通常の営業費用を支払っています。

スポンサー スポンサーは現在、本信託のANAVに対し、年率0.15%で日々発生する手数料を毎月後払いで受け取っています。これには後述の減額が適用されます。本信託はまた、スポンサーに対して、本信託に関連して発生した特定の支払や経費を払い戻します。

受託者 受託者の手数料は毎月後払いで、原信託約款に従い履行する

役務の報酬として、本信託の ANAV に対し年率 0.02%で日々発生しますが、年間の最低手数料は 50 万ドル、最大手数料は 200 万ドルです。2013 会計年度に支払われた受託者手数料は 200 万ドルでした。本信託はまた、特定の費用や支払、および特別役務に対して受託者に払い戻しをします。

カストディアン 本信託がカストディアンに維持する口座に関連する保管サービスの報酬として、カストディアンに手数料が支払われます。カストディアンの手数料は、本信託が口座に保有する金の最初の 450 万オンスの合計価値に対してはその日次平均の 0.10%に等しい年率、本信託が口座に保有するすべての金のうち 450 万オンスを超える分の合計価値に対して、その日次平均の 0.06%に等しい年率で計算されます。2013 会計年度のカストディアン手数料は、本信託が口座に保有する金の合計価値の日次平均に対して約 0.066%でした。

マーケティング・エージェント マーケティング・エージェントの手数は毎月後払いで支払われ、本信託の ANAV に対し、年率 0.15%で日々発生します。これには後述の減額が適用されます。本信託はまた、一定のマーケティング費用をマーケティング・エージェントに払い戻します。

運営手数料 本信託の運営手数料は、日々発生する年率ベースで、本信託の ANAV の約 0.03%から 0.04%に上ります。これらの手数料には：(i) SEC 登録手数料およびその他の規制当局への手数料、(ii) 監査および四半期レビューの料金、(iii) 弁護士費用、(iv) サーベンス・オクスリー法の遵守に関する内部監査および外部監査の費用、(v) 印刷費用、ならびに(vi) 特定のマーケティング費用およびその他費用が含まれます。

手数料減額合意 スポンサーとマーケティング・エージェントの間で締結された 2004 年 11 月 16 日付のマーケティング・エージェント契約（以下「マーケティング・エージェント契約」といいます。）および本信託約款の第 10.06 条に基づき、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの手数は、マーケティング・エージェント契約が有効な間は、減額の対象となります。

ある月の末日において、当該月における本信託の見積通常費用（当該月におけるマーケティング・エージェントおよびスポンサーの手数料を含みます。）が、当該月における本信託の日次 ANAV の年率 0.40%を超える場合に減額対象となります。減額対象となる場合、当該月においてスポンサーおよびマーケティング・エージェントに対して支払われるべき手数料は、当該手数料額を上限として当該超過分が平等な比率で減額され、本信託の通常費用は本信託の日次 ANAV の年率 0.40%に維持されます。しかし、

当該月において本信託の通常費用が本信託の日次 ANAV の年率 0.70%を超えた場合は、スポンサーおよびマーケティング・エージェントへの手数料は当該月はゼロまで減額されますが、本信託はその月に本信託の日次 ANAV の年率 0.70%を超える分を負担します。この合意を「手数料減額合意」と呼びます。

現在、手数料減額合意は、マーケティング・エージェント契約の失効と同時に終了することになっています。マーケティング・エージェント契約が更新されない、あるいは解約された場合、本信託のサービス提供者が将来、同様のまたはその他の手数料減額合意に合意するかどうか、あるいはスポンサーが一方的にそうするかどうかの保証はありません。マーケティング・エージェント契約が失効した後、本信託が毎月支払う見積通常費用は、手数料減額合意が有効なままであった場合に比べて増大するかもしれません。その結果、本信託の NAV は手数料減額合意が有効なままであった場合に比べて早く減少し、シェアの価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

議案 1 が採択された場合、スポンサーは本信託の日次 NAV に対して年率 0.40%の手数料を受け取ることになり、その代わりに、本信託の通常費用が本信託の日次 NAV の 0.40%を超えるか否かに関わらず、受託者、カスタディアン、マーケティング・エージェントの手数料および本信託の運営手数料を含む本信託の通常手数料および費用をスポンサーが負担します。議案 1 が採択された場合、マーケティング・エージェントの支払方法の変更を反映してマーケティング・エージェント契約が変更されるのと同時に、手数料減額合意は不要なものとして解約されます。スポンサーが受け取る手数料と、スポンサーが負担することになる本信託の通常費用については、後述の「議案 1—本信託の手数料および費用」で説明します。

議案 1 が採択された場合、スポンサーが通常手数料および費用を負担することになるため、本信託が支払責任を負う通常手数料および費用が時間の経過とともに増大することはないとの保証を継続的に受益者様に提供するものとなります。現行の本信託の費用構造では、本信託は、マーケティング・エージェント契約の解約によって手数料減額合意が失効した場合や、あるいは、手数料減額合意が有効でも、上述のように本信託の通常費用がある月に本信託の日次 ANAV の 0.70%を超えた場合は、本信託の日次 NAV の 0.40%を超える通常費用を負担することになる可能性があります。

議案 2

議案 2 では、スポンサーが関連会社をより有効に使えるようにすることで、本信託にマーケティングおよびその他のサービスを提供できるようにします。本信託約款は現在、本信託の日次 ANAV の 0.15% に相当するスポンサーの現行の手数料の中から支払う場合を除き、スポンサーが、本信託のために提供されたいかなるサービスに対しても関連会社に支払を行うことを認めていません。スポンサーは、その関連会社(例えば、資産クラスとしての金のマーケティングを行うなど、資産クラスとしての金に関する専門知識を持つもの)に対して支払を行うことが認められれば、それが本信託にとって最善の利益につながると考えています。スポンサーは、必要に応じてスポンサーの究極的な親会社である World Gold Council とその関連会社の専門知識をより効果的に活用することが、本信託と受益者様にとって有益であると考えています。スポンサーは、本信託にサービスを提供する関連会社への手数料を支払う責任を負うことになります。

2つの議案によって生じる可能性のある不利益

2つの議案が採択された場合、実際に上述の効果が生じるという保証はありません。スポンサーは、2つの議案が採択されることによって本信託のコストを今まで以上によく管理および抑制できると考えていますが、スポンサーが本信託に提供するサービスレベルを犠牲にしてコストを削減する可能性もあります。

議案 1 および議案 2 が採択されない場合の影響

議案 1 および議案 2 の一方または両方が採択されない場合、不採択議案の事項について、本信託は引き続き、これまでと同じ方法で運営されます。

原信託約款に対する追加的修正

2014 年 6 月修正は、原信託約款の規定を明確化および補足する修正を含みます。2014 年 6 月修正に含まれる修正は以下の通りです。

シェアの設定および解約

本修正は、各営業日において、本信託が保有する金の価値ならびに本信託のシェア 1 口当たりの純資産価額（以下「シェア 1 口当たりの NAV」といいます。）を受託者が算出する方法を明確にします。受託者は本信託の設定以来使われてきた手法を活用しており、それは類似の投資信託が使

用する通常の方法ですが、原信託約款の文言は一般的なものであり、受託者が使う手法を具体的に特定してはいません。本修正は、原信託約款を一段と明確かつ確実にするものです。本修正は以下のことを規定します。

- 各営業日において本信託の保有する金の受託者による評価に関連し、認定参加者のシェアの新規バスケット設定注文に関して認定参加者が本信託に引き渡す金は、かかる評価上、注文日の翌第一営業日から本信託が保有するとみなされ、認定参加者のシェアのバスケット解約注文に関して本信託が認定参加者に引き渡す金は、かかる評価上、注文日の翌第一営業日から本信託が保有しているとみなされなくなります。
- 各営業日において本信託のシェア 1 口当たり NAV の受託者による決定に関連し、(1)認定参加者のシェアの新規バスケット設定注文に関して本信託から認定参加者に引き渡すシェアは、注文日の翌第一営業日から発行済とみなされ、(2)認定参加者のシェアのバスケット解約注文に関して認定参加者から本信託に引き渡すシェアは、注文日の翌第一営業日から発行済とはみなされなくなります。

本信託のシェア 1 口当たりの NAV 算出時、0.01 ドル未満の端数は切り捨てられます。これらの修正は、原信託約款を、本信託と同等の投資信託の間で通常行われている慣行および受託者の現在の慣行に合わせるべく行われるものです。

以上に関連する原信託約款に対する修正は、本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付されている 2014 年 6 月修正の第 4.01 条および第 5.01 条に規定されています。

設定バスケットの設定および発行

本修正は、シェアの追加バスケット(シェア 100,000 口単位に相当)の設定および発行において受託者により用いられる手順を明確化するものです。本修正は、シェアのバスケットの設定が、カストディアンに開設された本信託の特定口座(「信託特定口座」)に必要な金が預託された後にのみ行うことが可能であることを規定します。

シェアのバスケットの設定および償還は、その設定または償還されようとしているシェアのバスケットを表章するだけの数量の金および現金が、本信託に対して引き渡されるかまたは本信託によって分配されることを必要とします。その数量は、設定または償還されるシェアのバスケットに含

まれているシェア数の NAV を合わせたものに基づきます。シェアのバスケットは、認定参加者によってのみ設定または償還することが認められています。2014 年 6 月修正以前は、受託者は、シェアのバスケットの設定のため行われる認定参加者による購入請求を受領した後、購入請求日から 3 営業日後のニューヨーク時間午前 9 時またはその直後に、シェアのバスケットを発行し引き渡すことができました。ただし、それは、そのときまでに、受託者がカストディアンから、必要な金地金が認定参加者がカストディアンに開設した非特定金口座から、本信託がカストディアンに開設した非特定金口座（「信託非特定口座」）にクレジットされて、本信託のためにカストディアンがこれを受領した、との通知等を受領した場合に限られる、ということになっていました。しかし、信託非特定口座に金が保有されている間は、本信託はカストディアンが保有するいかなる金の延べ棒に対しても所有権を有さず、かかる非特定金口座で保有する金の数量については、カストディアンに対する無担保債権者となります。カストディアンが倒産した場合、カストディアンの資産は、カストディアンが信託非特定口座で保有する金の数量について、本信託の債権を満たすのに不十分な可能性があります。

信託特定口座に対して必要な金が引き渡されたときにのみ、受託者がシェアのバスケットを発行するのが慣例となっていますが、本修正は、金の預託が信託非特定口座から信託特定口座に割り当てられた後にのみ、設定が行われることを明確化するものです。

本修正は、カストディアンが倒産した場合または未割り当ての金が何らかの予測できない理由により割り当てられなかった場合に、未割り当ての金に対してシェアのバスケットが発行されることに関する潜在的なリスクを除去することによって、受益者の皆様に対する保護を追加的に提供するものです。以上に関連する原信託約款に対する修正は、本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付されている 2014 年 6 月修正の第 2.03 条に規定されています。

基準日

本修正は、基準日が必要なすべての事項について基準日を定義します。原信託約款では、現金分配に対してのみ基準日を明示的に規定していました。本修正は、原信託約款を一層明確かつ確実にするものです。

以上に関連する原信託約款に対する修正は、主に本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付されている 2014 年 6 月修正の第 3.12 条に規定されています。

カストディアンの解任

本修正は、スポンサーが受託者にカストディアンを解任するよう指示できることを明確化します。現在、スポンサーは受託者に、金の保管ならびにその預託および引き渡しに関連したサービスを行うため、カストディアンまたは後任カストディアンもしくは追加カストディアンに加えて、またはこれに代わるものとして、1または複数のカストディアンを雇用するよう指示することができます。ただし、スポンサーは、かかる雇用が約款に基づく受託者の業務遂行に重大な悪影響を与える可能性がある場合には、受託者の同意なしに後任カストディアンまたは追加カストディানের雇用を指示することはできません。受託者はまた、スポンサーの事前承認を得て、金の保管ならびにその預託および引き渡しに関連したサービスのために、受託者が選択した1または複数の他の後任カストディアンまたは追加カストディアンを雇用できます。

受託者は、各カストディানের業務遂行について監視し、本信託ならびに受益者様の権利および利益を保護するために必要な各カストディানের義務を履行させる措置を取る責任を負います。受託者が、カストディアンによる金の保管が受益者様の最大の利益に適わないと判断した場合には、受託者はその旨をスポンサーに助言し、その後スポンサーが指示する合理的措置を取るか、またはスポンサーが1営業日中に指示を与えなかった場合には、金をカストディানের保管から引き上げ、もしくは受託者が受益者様の利益を守るために適切であると判断するその他の措置を取ります。

本修正は、原信託約款を一層明確かつ確実にするものです。以上に関連する原信託約款に対する修正は、本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付する 2014 年 6 月修正の第 3.02 条 (b) に記載されています。

スポンサー手数料の放棄

本修正は、スポンサーが手数料の一部または全部を放棄する権利があることを明確にするものです。本修正は、スポンサーが任意に受益者の皆様に恩恵を提供できる柔軟性および確実性を提供するものです。

以上に関連する原信託約款に対する修正は、主に本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付する 2014 年 6 月修正の第 7.04 条に規定されています。

証券取引所への上場

シェアは、NYSE ユーロネクストの全電子化米国取引プラットフォームである NYSE アーカで取引されます。シェアは他の上場証券と同じよう

に NYSE アーカで売買でき、上場されていることで、機関投資家も個人投資家もその投資戦略を効率的に実行できます。シェアは NYSE アーカに上場される前は、ニューヨーク証券取引所に上場されていました。また、シェアは、メキシコ証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所および東京証券取引所にも上場されています。これら各取引所に上場されていることで、シェアの流動性は一段と高まっています。

原信託約款では基本的に、シェアの他の取引所での上場を認めていますが、スポンサーは、原信託約款を修正して、上場が認められることを明示的に規定することが望ましいと考えています。そのように変更することで、スポンサーは、今後出てくるこうした外国の証券取引所や証券市場に関連して、特有の登録や上場要件があってもそれに対応する権限を有することになります。

本修正は、スポンサーが(1)自らが決定する法域において、シェアを登録し、もしくはシェアの資格要件を具備し、または証券取引所および証券市場にシェアを上場し、また、かかる登録、資格要件具備または上場を維持または終了する権利および(2)それに関し、原信託約款で規定されていない一定の行動をとる権利を明確化します。

以上に関連する原信託約款に対する修正は、主に本同意勧誘趣旨書に別紙 B として添付されている 2014 年 6 月修正の第 10.02 条に規定されています。

本同意勧誘趣旨書の 2 つの議案および原信託約款に対する直近の修正の記載は、本書に添付されている別紙 A に含まれる修正案および別紙 B として添付された 2014 年 6 月修正に従います。受益者の皆様は 2 つの議案に対して議決権を行使する前に別紙 A をよくお読みください。

議案 1

本信託の手数料および費用

承認された場合、議案 1 は、本信託の通常経常費用が、スポンサーに対する定額の手数料だけになるよう、本信託の通常手数料および費用の支払方法を変更します。スポンサーに、本信託の日次 NAV の 0.40% に相当する、日々発生する年率手数料を毎月後払いで支払う代わりに、スポンサーは以下の手数料および費用の支払義務を負うことになります。

- 受託者の通常業務ならびに通常の立替払費用の支払いに係る手数料

料

- スポンサーの書面による事前の承認を条件として、受託者が雇用した代理人に支払われる報酬
- 特定金口座契約および非特定金口座契約（各契約とも受託者およびカストディアン間における 2011 年 6 月 1 日付のものです。その後の改訂を含め、以下「特定金口座契約」および「非特定金口座契約」といいます。）に基づき、スポンサーが支払うべきカストディアンの手数料、費用およびその他の賦課金ならびにスポンサーの書面による事前の承認を条件として、(i) 金の保管、預託または引き渡しならびに金の保管および保護預かりに関する業務についてのその他の手数料、費用および賦課金、ならびに (ii) カストディ契約に従って、他のカストディアンが請求する手数料、費用および賦課金
- 受益者と連絡を取るために発生する、会計年度において総額 500,000 ドルを上限とした費用
- 本信託の監査および会計の手数料および費用
- 会計年度において総額 500,000 ドルを上限とした、スポンサー、本信託、受託者およびカストディアンの弁護士報酬および費用（訴訟にかかるコストを含みます。）
- シェアの保管について DTC に支払われる手数料
- 金の預託と引き換えにシェアのバスケットを発行するために、シェアの登録を現在の基準で維持するために必要な、連邦および州の年間手数料、ならびに募集および販売のためのシェアの登録、資格要件具備、それらの維持または終了、証券取引所または証券市場へのシェアの上場、上場の維持または終了、および連邦法、州法または外国の証券法もしくは他の法律に基づき必要とされる本信託の継続開示およびその他の報告書または書類の準備および提出に関連した手数料および費用を含む、関連手数料および費用
- 本信託およびシェアについて記述したマーケティング資料の印刷および配付に関わる費用（関連する弁護士費用、コンサルティング費用、広告およびマーケティング費用ならびに立替払費用を含みます。）
- スポンサーおよびマーケティング・エージェント間で合意された方法によるマーケティング・エージェントの手数料およびマーケティング・エージェントの立替払費用

- 上場コストおよびスポンサーによるシェアのマーケティングを含む、本信託のウェブサイトの維持に関連した費用
- 本信託約款に基づいてスポンサーが明示的に支払うべきその他の費用

2013年9月30日を期末とする会計年度において、かかる手数料および費用の合計金額はおよそ229.7百万ドルで、本信託のANAVの約0.40%でした。もし議案1が2013年9月30日を期末とする会計年度において有効であったとしても、本信託の手数料および費用の合計金額にそれほど違いはありませんでした。

残りの経常外費用およびその他の費用は今後も発生し、本信託が支払義務を負います。これらの費用には以下が含まれます。

- 特定金口座契約および非特定金口座契約に基づき、本信託のために受託者が支払うべきカストディアン（i）関連する税、義務および政府賦課金ならびに（ii）上述したとおり、当初カストディアンに対する補償義務を含みます。）ならびにスポンサーの書面による事前の承認を条件として、（i）金の保管、預託または引き渡しならびに金の保管および保護預かりに関する業務についてのその他の費用および賦課金ならびに（ii）カストディ契約に従って、他のカストディアンが請求する費用および賦課金
- 信託約款に基づき受託者による履行が要求される業務を代理人が行う場合の代理人の通常立替払費用および報酬を除く、本信託の費用
- 信託約款に従って行う特別な役務についての受託者の手数料
- 税およびその他の行政による課金
- シェアのバスケット設定または解約に関連して受託者が支払う税、手数料および課金
- 本信託、金を含む本信託の資産、シェアについてスポンサーに課された税またはその他の政府賦課金
- 受託者またはスポンサーが、本信託および受益者の権利と利益を保護するためにとった措置にかかる費用およびコスト
- 本信託約款に規定された受託者またはスポンサーの補償
- 受益者と連絡を取るために発生する500,000ドル超の費用

- 特定金口座契約および非特定金口座契約に規定されたカストディアン^①の補償
- 参加者契約第 10 条に基づくスポンサーの支払いで、同契約第 10 条により支払期限が到来した時点でスポンサーが支払っていない金額について、同契約に規定される範囲内で、認定参加者、受託者およびスポンサー間の参加者契約に基づく認定参加者への払い戻し
- マーケティング・エージェント契約第 7 条に基づくスポンサーの一切の支払いで、同契約に定める期日にスポンサーが直接支払っていない金額について、2004 年 11 月 16 日付で受託者およびマーケティング・エージェントとの間で締結された償還契約に基づくマーケティング・エージェントへの払い戻し
- スポンサー、本信託、受託者およびカストディアンの弁護士報酬および費用（訴訟費用を含みます。）が会計年度につき総額 500,000 ドルを超える場合の額
- 上述したとおり、スポンサーが負担しないその他のすべての本信託の費用（本信託約款に基づき、本信託に請求できると特定されるその他のすべての費用を含みます。）

議案 1 に関する本信託約款の修正は、主に本同意勧誘趣旨書の別紙 A に含まれる修正案の第 3.05 条(a)および(b)に規定されています。

議案 1 が受益者様により承認される限りにおいて、スポンサーが本信託の 1 社または複数のサービス提供者に対し支払を行わない場合、スポンサーが支払うべき本信託の通常費用に対して、本信託が本信託の日次 NAV の年率 0.40%を超える額を支払わなくてもよいようにする妥当な手続きが整備されるまで、議案 1 は実行されません。

スポンサーは、本信託の通常手数料および費用が支払われる方法を変更することにより、本信託に発生する通常の経常費用はスポンサー手数料のみとなり、本信託の手数料および費用の会計が簡素化および効率化され、スポンサーは本信託のサービス提供者をよりよく管理できるようになると考えています。スポンサーは、議案 1 が採択されれば、本信託のコストをよりよく管理できるようになると考えています。スポンサーはまた、提案されている手数料の方式は、本信託に類似の投資信託の間では慣例的なものであると考えています。

議案 1 では、変更の 1 つとして、スポンサーが本信託のその他すべて

の通常手数料および費用の支払を負担するかわりに、スポンサーに支払われる合計手数料の計算方法が本信託の日次 ANAV の 0.15% から日次 NAV の 0.40% に変更されるため、スポンサーは議案 1 に対して利害関係を有しています。上述のように、議案 1 が 2013 年 9 月 30 日を期末とする会計年度において有効であったと仮定した場合、本信託の手数料および費用の合計金額にそれほど違いはありませんでした。議案 1 が採択されると、議案を実行した結果、本信託の通常費用をスポンサーが削減できる点も含め、議案 1 に基づきスポンサーに支払われる本信託の日次 NAV の 0.40% と現在スポンサーに支払われている本信託の日次 ANAV の 0.15% との差額よりも議案 1 採択の結果スポンサーが支払う本信託の費用部分が少なければ、スポンサーは議案 1 が採択されない場合に比べてより多くの手数料を受け取る可能性があります。

スポンサーおよびその取締役会は、受益者の皆様が議案 1 に「賛成」されることを推奨いたします。

議案 2

関連会社によるマーケティングおよびその他のサービス

議案 2 では、スポンサーが関連会社をより有効に使えるようにすることで、本信託にマーケティングおよびその他のサービスを提供できるようにします。本信託約款は現在、本信託の日次 ANAV の 0.15% に相当するスポンサーの現行の手数料の中から支払う場合を除き、スポンサーが、本信託のために提供されたいかなるサービスに対しても関連会社に払い戻しを行うことを認めていません。スポンサーは、その関連会社（例えば、資産クラスとしての金に関する専門知識を持つもの）に対して支払を行うことが認められれば、それが本信託にとって最善の利益につながると考えています。スポンサーは、必要に応じて World Gold Council とその関連会社の専門知識をより効果的に活用できれば本信託と受益者様にとって有益であると考えています。スポンサーは、本信託にサービスを提供する関連会社への手数料を支払う責任を負います。

主に議案 2 に関する本信託約款の修正は、本同意勧誘趣旨書の別紙 A に含まれる修正案の第 3.08 条(c)に記載されています。

議案 1 が受益者様により承認される限りにおいて、スポンサーが本信託の 1 社または複数のサービス提供者に対し支払を行わない場合、スポンサーが支払うべき本信託の通常費用に対して、本信託が本信託の日次 NAV の年率 0.40% を超える額を支払わなくてもよいようにする妥当な手続きが

整備されるまで、議案 1 および議案 2 は実行されません。

スポンサーおよびその取締役会は、受益者の皆様が議案 2 に「賛成」されることを推奨いたします。

議決権行使に関する情報

基準日

2014 年 6 月 9 日（「基準日」）の営業終了時点の受益者様が 2 つの議案に対して議決権を行使できます。基準日において、発行済シェア数は 262,700,000 口でした。

本議案の採択に必要な票数

各議案が可決されるためには、基準日時点の発行済シェア数の少なくとも 51% の同意が必要です。

議決権

受益者様は、各議案について、基準日時点に保有するシェア 1 口当たりにつき 1 個の議決権を有します。

同意勧誘方法

本信託は様々な方法で受益者様からの議決権行使を勧誘します。議決権を有する受益者様は、これらの同意勧誘資料を、（適用要件が満たされる場合）郵送または電子的な方法で受け取る権利を有します。さらに、スポンサーおよびその関係会社の従業員および役員は、本信託にコストを生じさせることなく、受益者様に直接、電話、郵便、またはインターネットで同意を勧誘することができます。受託者およびスポンサーはまた、同意勧誘を支援するために Broadridge Financial Solutions, Inc. のサービスを利用しています。

勧誘コスト

本信託は、受益者様からの同意勧誘に関する、スポンサーのコスト以外のすべてのコスト（印刷、郵送、同意数の計算に関するコストを含みます。）を支払います。受益者様に直ちに書面による同意書を提出していただくことで、本信託に追加の勧誘費用が発生することを防ぐことができます。

ブローカーの議決権不行使

ブローカーの議決権不行使とは、議案に対して議決権を行使する裁量権を持たず、クライアントから議決権行使指示を受け取らなかったブローカー、銀行およびその他のノミニーが保有するシェアです。受益者様のブローカーが受益者様の名義で受益者様のシェアを保有し、かつ受益者様がブローカーに議案に対する議決権行使の方法を指示しない場合、受益者様のシェアは議案に対して議決権が行使されないことになります。**ブローカーの議決権不行使または棄権は、各議案に対する反対票と同じ効果を有することになります。**

議決権行使

ブローカー、銀行、またはその他のノミニーからお手元に議決権行使手順指示書が届いているはずです。その手順に従って慎重に議決権を行使してください。

一般的には、以下の2つの方法のいずれかを使って議決権を行使することができます。

- 郵送

同意関連資料の印刷物の郵送をご希望になった場合は、署名および日付を記入した書面による同意書を同封の返信用封筒に入れて返送してください。

- 書面による同意書に記載されている方法

書面による同意書または銀行、ブローカー、ノミニー、あるいはその他の記録上の受益者によって提供されたその他の情報をご覧になって、電話で、またはインターネットを介して電子的に議決権行使できるかどうかをご確認の上、書面による同意書または記録上の受益者に対して提供されたその他の情報に記載の指示に従ってください。

各シェアに対して個別の証書は発行されていません。その代わりに、大券が、受託者により DTC に預託され、DTC のノミニーである Cede & Co. の名義で登録されています。大券は、任意の時点に残存するすべてのシェアを証します。

本信託約款では、シェアの登録保有者（「受益者」）となれるのは、
(i) DTC 参加者、(ii) 間接参加者、ならびに (iii) DTC 参加者または間接参

加者を通じてシェアの受益権を有するブローカー、銀行、およびその他のノミニーに限られます。

受益者様がブローカー、銀行、またはその他のノミニーのいずれかを
通じてシェアを保有している場合は、受益者様がシェアの受益的所有者と
みなされ、ご利用のブローカーが記録上の保有者となります。貴殿は、ご
自分のシェアに関する議決権行使方法をブローカーに指示する権利があり
ます。同意関連資料の印刷物の郵送をご希望の場合は、ご利用のブローカ
ーが書面による同意書をお渡しします。

Broadridge Financial Solutions, Inc. は、スポンサーが議決権行使期限を
延長しない限り、2014 年 7 月 18 日のニューヨーク市時間午後 4 時まで
に貴殿の書面による同意書を受け取る必要があります。2 つの議案に関する
受益者総会は開かれません。最終的な議決権行使結果は、Broadridge
Financial Solutions, Inc. によって、スポンサーが議決権行使期限を延長しな
い限り、2014 年 7 月 21 日までに集計されます。

賛否の変更

議案に対する最新の議決権行使のみが集計対象となります。したがっ
て、インターネット、書面による同意書または電話によって再度議決権を
行使すれば、それだけで前回の議案に対する賛否を無効にできます。

特定の受益的所有者による証券保有

スポンサーが知る限り、いかなる者も発行済シェアの 5% 超を保有し
ておりません。

経営陣による証券保有

The Bank of New York Mellon は様々な受託者、カストディアンおよび
清算を行う者としての役割上、2014 年 6 月 9 日現在、その子会社や関係会
社を通して直接的または間接的に合計 21,990,078 口のシェアを保有してい
ました。The Bank of New York Mellon は、自らの知る限りこれらのシェア
を受益的所有者として保有するものではなく、これらシェアの議決権をす
べて放棄します。

追加情報

証券取引委員会に対して、年次報告書、四半期報告書、特別報告書、

およびその他の情報が提出されています（委員会ファイル番号：1-32356）。これらの提出書類には、本同意勧誘趣旨書には記載されていない重要情報が含まれています。当社に関する詳細情報については、SEC の公開閲覧室（100 F Street, N.E., Room 1580, Washington, D.C. 20549）で閲覧および複写することができ、または SEC のウェブサイト（<http://www.sec.gov>）からアクセス可能です。公開閲覧室の営業時間に関する情報は SEC に電話でお問い合わせください（1-800-SEC-0330）。当社の提出資料のコピーを公開閲覧室から入手することについては、電話でお問い合わせください（202-551-8090）。

これらの同意に関する資料は、インターネット上の当社のウェブサイト <http://www.spdrgoldshares.com> でも閲覧できます。また、当社に関するその他の情報も、当社のウェブサイト <http://www.spdrgoldshares.com> から入手可能です。本同意勧誘趣旨書を除き、当社のウェブサイトに含まれる情報は、本同意勧誘趣旨書の一部ではありません。

* * *

勧誘代理人

Broadridge Financial Solutions, Inc.
1155 Long Island Avenue Edgewood, NY 11717
855-601-2254

別紙 A

[訳文]

SPDR[®] GOLD TRUST の信託約款に対する修正案 (削除する箇所は打ち消し線で、追加する箇所は下線で示されています。)

SPDR[®] GOLD TRUST の信託約款に対する修正案文書

以下は、SPDR[®] GOLD TRUST（以下「本信託」といいます。）の、2004 年 11 月 12 日付で本信託のスポンサーたる World Gold Trust Services, LLC（以下「スポンサー」といいます。）と本信託の受託者たる The Bank of New York Mellon（以下「受託者」といいます。）との間の信託約款（その後の改正を含みます。）（以下「本信託約款」といいます。）に対する修正案（以下「本修正案」といいます。）です。本修正案は、本修正案が添付されている同意勧誘趣旨書にて言及されています。

本修正案に適用される基準日時点の発行済 SPDR[®] ゴールド・シェアの少なくとも 51%を保有されている受益的所有者（以下「受益者」といいます。）の同意が得られる限り、スポンサーが本信託の 1 社または複数のサービス提供者に対し支払を行わない場合、スポンサーが支払うべき本信託の通常費用に対して、本信託が本信託の日次 NAV の年率 0.40%を超える額を支払わなくてもよいようにする妥当な手続きが整備されるまで、本修正案は実行されません。スポンサーおよび受託者が本修正案を実行しようとする場合、本修正案は、スポンサーおよび受託者により本信託約款に対する第 5 修正に組み込まれ、2 者で決定した日に効力を生じます。本信託約款に対する第 5 修正が、受益者の皆様によって承認された本修正案以外の修正を含まないことを前提とすれば、本信託約款に対する第 5 修正についての別段の実行または効力発生の通知は受益者の皆様宛に送付されることはありません。

第 1 章 定 義

* * *

調整済純資産価額

~~第 5.01 条の定めに従い本信託の資産から一定の債務を控除した後の
価額~~

第 2.01 条 受託者の義務の範囲

本約款の条項に従って、受託者はここに、本信託のために本約款で指定されたその受託者として業務を行う権限を与えられ、その業務を行うものとする。当該業務には、以下を含むものとする。

* * *

(10) 各営業日において、(i) 第 2.03 条および第 2.05 条の記載に従いバスケット設定金預託数量を、(ii) 第 4 章の記載に従い本信託が保有または受領する金の評価を、(iii) 第 5.01 条の記載に従い本信託の調整済純資産価額および純資産価額と SPDR[®] ゴールド・シェア 1 口当たり純資産価額を決定すること。

* * *

(12) 第 3.05 条の記載に従って本信託の一定の費用を積み立て、支払い、第 3.05 条(dc)に従って当該費用を支払うための現金を調達するために金を売却すること。

(13) 第 3.05 条(ed)の記載に従って、現金口座の任意の余剰現金を受益的所有者に配分すること。

第 3.05 条 スポンサー負担費用、所定の控除および分配

(a) 本条第(e)項に従って、毎月、受託者は、現金口座で保有される金銭から、第 8.04 条に従って自らが行った役務についてその時点で受領できる金額を控除し、個別に自身に対して支払うものとする。受託者は、受託者が本信託の管理にあたって便宜と認めた時点において、その他の費用の支払いについて現金口座に借記するものとする。約款の効力発生日において、スポンサーは以下の手数料および費用の支払いに責任を負うものとする。

(1) 第 8.04 条に定める、受託者の通常業務ならびに通常の立替払費用の支払いに係る手数料

- (2) スポンサーの書面による事前の承認を条件として、本約款に基づき認められる場合に受託者が雇用した代理人に支払われる報酬
- (3) 特定金口座契約および非特定金口座契約に基づき、スポンサーが支払うべき当初カストディアンの手数料、費用およびその他の賦課金ならびにスポンサーの書面による事前の承認を条件として、(i)金の保管、預託または引き渡しならびに金の保管および保護預かりに関する業務についてのその他の手数料、費用および賦課金(本書または参加者契約に定める)(y)受託者が行う業務についての手数料および(z)預託者または解約を行う参加者が負担する費用を除く。)ならびに(ii)カストディ契約に従って、他のカストディアンが請求する手数料、費用および賦課金
- (4) 第 3.10 条に記述された方法で受益的所有者と連絡を取るために発生する、会計年度において総額 500,000 ドルを上限とした費用
- (5) 本信託の監査および会計の手数料および費用
- (6) 会計年度において総額 500,000 ドルを上限とした、(i)スポンサーおよび本信託、(ii)カストディアンならびに(iii)受託者(第 8.01 条(h)に基づく)の弁護士報酬および費用(訴訟にかかるコストを含む。)
- (7) SPDR[®] ゴールド・シェアの保管について預託期間に支払われる手数料
- (8) 設定バスケットを発行するために、第 10.02 条に従って SPDR[®] ゴールド・シェアの登録を現在の基準で維持するために必要な、連邦および州の年間手数料、ならびに募集および販売のための SPDR[®] ゴールド・シェアの登録、資格要件具備、それらの維持または終了、本取引所または 1 もしくは複数の他の取引所または証券市場への SPDR[®] ゴールド・シェアの上場、上場の維持または終了、および連邦法、州法または外国の証券法もしくは他の法律に基づき必要とされる本信託の継続開示およびその他の報告書または書類の準備および提出に関連した手数料および費用を含む、第 10.02 条で記述されたその他の手数料および費用
- (9) 本信託および SPDR[®] ゴールド・シェアについて記述したマーケティング資料の印刷および配付に関わる費用(関連する弁護士費用、コンサルティング費用、広告およびマーケティング費用ならびに立替払費用を含む。)

- (10) 第 3.08 条(b)に規定された当初マーケティング・エージェントの手数料および第 3.08 条(b)に従ってスポンサーの承認を受けた当初マーケティング・エージェントの通常の立替払費用
- (11) 第 7.04 条に定めるところにより、上場コストおよびスポンサーによる SPDR® ゴールド・シェアのマーケティングを含む、本信託のウェブサイトの維持に関連した費用
- (12) 本約款に基づいてスポンサーが明示的に支払うべきその他の費用
- (b) 本信託に生じ、支払われるか、または本信託に生じ、支払われる可能性のある費用を以下に示す。
- (1) 第 8.04 条に定める受託者の手数料と、第 7.04 条に定めるスポンサーの手数料
- (2) 金の保管、預託または引き渡しの費用(本約款または参加者契約に規定する預託機関または解約する参加者が負担する費用を除く。)、およびカストディアンにより請求される支出およびカストディアンに支払われる賠償金特定金口座契約および非特定金口座契約に基づき、本信託のために受託者が支払うべき当初カストディアンの費用およびその他の賦課金((i) 関連する税、義務および政府賦課金ならびに(ii) 当初カストディアンに対する補償義務を含む。)ならびにスポンサーの書面による事前の承認を条件として、(i) 金の保管、預託または引き渡しならびに金の保管および保護預かりに関する業務についてのその他の費用および賦課金および(ii) カストディ契約に従って、他のカストディアンが請求する費用および賦課金
- (3) 第 8.04 条(b)に記載する受託者の費用および本約款に従って行う特別な役務についての受託者の手数料
- (4) 本約款に定める税、およびその他の行政による課金
- (5) 設定バスケットまたは解約バスケットに関連して受託者が支払う税、手数料および課金
- (6) 本信託、金を含む本信託の資産、SPDR® ゴールド・シェアについてスポンサーに課された税またはその他の政府賦課金
- (7) 受託者被補償当事者またはスポンサー被補償当事者が、本信託および受益的所有者の権利と利益を保護するためにとった措置にかかる費用およびコスト

- (78) ~~本約款の条項(第 7.05 条および第 8.05 条を含むが、これらに限らない。)~~に規定された受託者またはスポンサーの補償
- (89) 第 3.10 条に記述された方法で受益的所有者と連絡を取るために発生する、会計年度における総額 500,000 ドル超の費用
- (9) ~~弁護士費用および監査費用、ならびに本約款に基づき認められる場合に受託者が雇用した代理人に支払われる報酬~~
- (10) ~~streetTRACKS®ゴールド・シェアの保護預かりについて預託機関に支払われる手数料~~
- (11) ~~設定バスケットを発行するために第 10.02 条に従って streetTRACKS®ゴールド・シェアの登録を現在の基準で維持するために必要な連邦および州の年間手数料~~
- (12) ~~本信託および streetTRACKS®ゴールド・シェアについて記述したマーケティング資料の印刷および配付に関わるスポンサーの費用(関連する弁護士費用、コンサルティング費用、広告およびマーケティング費用ならびに立替払費用を含むが、これらに限らない。)~~
- (13) ~~マーケティング・エージェントの手数料および費用(14) 第 10.05 条で定められたスポンサーの未払い補償義務に関連する引受人およびマーケティング・エージェントおよび参加者への払い戻し~~
- (15) ~~本信託、スポンサー、カストディアンまたは追加カストディアンもしくは後任カストディアンが、本約款で許可されているかまたは求められている行動に従って負担する事務用品、郵便料金およびその他すべての本信託の立替払費用のうち、上記以外のもの(11) (i) スポンサーおよび本信託、(ii) カストディアンならびに (iii) 受託者(第 8.01 条(h)に基づく)の弁護士報酬および費用(訴訟費用を含む。)が会計年度につき総額 500,000 ドルを超える場合の額~~
- (12) 第 3.05 条(a)に基づき、スポンサーが負担しないその他のすべての本信託の費用(本約款に基づき、本信託に請求できると特定されるその他のすべての費用を含む。)
- (c) 受託者は、スポンサーから命じられたときには、上記第(b)項に列挙されて費用を含め本約款に基づき信託の費用の支払いを行うのに必要な数量の金を、必要な時期に売却するものとし、かかる指示がないときには、自身の裁量によって同様に売却することができる。受託者は、本信託の金以外の資産を最小限に抑えるという意図の元に、かかる時点において、支払い期限が到来した費用の支払いを行うのに最低限必要な数量の金を売却する最終的な権限を有している。受託者もスポンサーも、行った金の売却によって発生した損失または価格下落に対していかなる責任も負わないものとする。

さらに受託者は、スポンサーの指示に従って行った売却によって発生した価格下落または損失に対して何らの義務を負うものではなく、いかなる方法においても責任を負わないものとする。

* * *

第 3.06 条 計算書類および報告書

各会計年度末に、スポンサーは、受託者が作成し、スポンサーが指名した独立会計士によって監査された財務諸表を含む本信託の年次報告書を作成させるものとする。年次報告書は、適用される法律、規則および規制により要求される様式により、かかる法律等により要求される情報を含むものとし、スポンサーが含めるべきであると判断した追加の情報を含めることができる。年次報告書は、SEC および適用される法律、規則および規制により要求されるその他の規制当局に提出されるものとし、適用される法律、規則および規制により要求される人に対して、かかる法律等により要求される方法によって配布されるものとする。年次報告書の作成および配布にかかる費用は、本信託第 3.05 条(a)に基づき、スポンサーが支払うもの費用とする。

第 3.08 条 弁護士、マーケティング・エージェント、スポンサーの活動

(a) スポンサーは、その時々において、本信託を代理し、金の処分または取得に関連する法的事項を含む金および本信託に関連する法的サービスを行う弁護士を雇用することができる。かかる弁護士にかかる手数料の報酬および費用は、第 3.05 条(a)および(b)の規定により、スポンサーまたは本信託の資産から受託者が支払うものとする。

(b) SPDR® ゴールド・シェアのマーケティングにおいてスポンサーを支援するために(かかる支援には、マーケティング・プランの開発と実施およびマーケティング資料の準備を含むが、これに限らない。)、スポンサーは、本約款の締結と同時に、当初マーケティング・エージェントと本約款別紙 E-2 の様式によるマーケティング・エージェント契約を締結するものとする。スポンサーは、その時々において、スポンサーが決定する条件において、スポンサーが決定する追加または後任のマーケティング・エージェントを雇用することもできる。第 10.06 条の規定に従い、当初マーケティング・エージェントおよび当初マーケティング・エージェントは、スポンサーおよび当初マーケティング・エージェント間の別途書面による合意に従い、その通常業務についてスポンサーから手数料を受領す

る権利を有する。当初マーケティング・エージェントは、スポンサーの事前承認(承認するかしないかはスポンサーの単独の裁量による。)を条件に、マーケティング・エージェント契約に基づいて負担する通常の立替払費用の支払いを受ける権利を有する。後任または追加のマーケティング・エージェントの手数料および費用は、本信託の費用から受託者が支払うものとすスポンサーがその時々において定める方法により、スポンサーから支払われ、または払い戻される。スポンサーは、当初マーケティング・エージェントの不履行または不正行為について責任を負うものではなく、後任または追加のマーケティング・エージェントについては、スポンサーがかかる後任または追加のマーケティング・エージェントを合理的な注意義務を払って選任している場合には、その不履行または不正行為に対して責任を負わないものとする。受託者は、スポンサーがマーケティング・エージェントと締結した契約の条件、価値もしくは有効性、またはマーケティング・エージェントの不履行または不正行為について、責任を負わないものとする。当初マーケティング・エージェントとのマーケティング・エージェント契約が有効である限り、スポンサーおよび当初マーケティング・エージェントが別段に定めた場合を除いて、本信託の名称は、本約款の前文に明記されたものとする。

(c) SPDR[®] ゴールド・シェアのマーケティングおよびその他の活動においてスポンサーを支援するために、スポンサーは、第 7.04 条に従い、本信託のマーケティング活動を実施するために、1 または複数の関係人を雇用することができる。

第 3.10 条 振替決済のみのシステム、大券

* * *

(f) 前述のように、受託者は、預託機関またはそのノミニーを、本約款で明示的に定められたものを除くあらゆる目的のために、すべての SPDR[®] ゴールド・シェアの所有者として認める。受益的所有者に対するすべての通知、計算書およびその他の連絡の伝達は、以下の通り効力を生じる。預託契約に従って、預託機関は、請求をもって、本信託に請求される手数料をもって、各 DTC 参加者の SPDR[®] ゴールド・シェアの保有口数のリストを受託者に提供することを要する。受託者は、かかる各 DTC 参加者に対して、当該 DTC 参加者を通じて直接または間接に SPDR[®] ゴールド・シェアを保有する受益的所有者の数を問い合わせるものとする。受託

者は、かかる通知、計算書または連絡が当該 DTC 参加者によって当該受益的所有者に直接または間接に伝達されるように、当該通知、計算書またはその他の連絡の十分な部数を、当該 DTC 参加者が合理的に要求する形式、数量および場所で提供するものとする。さらに、スポンサーまたは本信託は、第 3.05 条 (a) および (b) の規定により、当該各 DTC 参加者に対して、適用されるすべての制定法および規制上の要件に従って、当該伝達にかかる費用を弁済する額を支払うものとする。

第 5.01 条 信託の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託の発生済みとして見積もられているが未払いの手数料(以下で定義する本信託の調整済純資産価額を基準として計算された手数料、または本信託が保有する金の価値を基準として計算されたカストディ手数料を除く。)未払いの手数料、費用およびその他の債務のすべてを、受託者が第 4.01 条に従って決定した金の価値および本信託の他のすべての資産(準備口座に貸記されている金額を除く。)の合計から差し引くものとする。この結果として得られる値が、本信託の「調整済純資産価額」である。受託者は、~~調整済純資産価額から、本信託の調整済純資産価額を基準として計算した発生済みの手数料および本信託が保有する金の価値を基準として計算したカストディ手数料を差し引くものとし、この結果として得られる値が本信託の「純資産価額」となる。~~受託者はまた、本信託の純資産価額を、評価が行われる日の評価時刻において発行済みの SPDR[®] ゴールド・シェアの数(かかる日に発生する設定バスケットおよび解約バスケットの清算を考慮に入れるものとする。)で除すものとし、この結果として得られる値が「SPDR[®] ゴールド・シェア 1 口当たり純資産価額」となる。本第 5.01 条の目的のため、(i)購入請求に基づき交付する SPDR[®] ゴールド・シェアは、当該購入請求日の翌第一営業日の開始時において発行済みと考えられ、(ii)解約請求に基づき交付される SPDR[®] ゴールド・シェアは、当該解約請求日の翌第一営業日以降、発行済みではないと考えられるものとする。0.01 ドルに満たない端数はかかる評価においては無視される。

~~調整済純資産価額~~純資産価額および SPDR[®] ゴールド・シェア 1 口当たり純資産価額は、米国で一般に認められた会計原則に従って計算するものとする。発生済みであるが未払いの手数料、費用および債務についての受託者の見積もりは、本信託に関係するすべての人にとって最終的なものであり、実際に支払われた額と見積額との相違を理由として、本約款に

従って行われる計算におけるいかなる訂正または修正も不要であるものとする。

第 7.04 条 スポンサーの報酬

~~第 10.06 条の規定に従うことを前提として、~~スポンサーは、本約款に基づく業務ならびに、本信託のウェブサイトの維持(ライセンス費用を含む。)および SPDR® ゴールド・シェアのマーケティングに関して提供される業務の遂行に対する報酬として、1 年につき本信託の 1 日当たりの調整済純資産価額の 0.15%に相当する額の手数料を受け取るものとする(毎月後払い)。スポンサーは、本契約に基づき発生する一切の支出および費用について償還を受けるものとする。各暦年末日後 30 営業日以内に、~~スポンサーは前暦年中に実際に支出した費用の額について受託者に対して証明を行い、証明された費用の額を上回って受領した金額を本信託に対して償還するものとする。受託者は、本ならびに第 3.05 条(a)に規定されるスポンサーによる報酬および費用の支払いのために、1 年につき、(i)第 4.01 条に従い受託者が決定する金の価値および本信託の他のすべての資産(準備口座に計上されている金額を除く。)から(ii)本信託の発生済み未払いの手数料、費用および債務(当該手数料が計算される日の前の営業日時点のものとし、当該手数料は日々計算されて発生し、毎月後払いされる。)を差し引いた金額の 0.40%に相当する額の報酬を受け取るものとする。スポンサーは、スポンサーが負担した費用について、第 3.05 条(b)に基づき本信託に請求できる範囲での費用に限り、本信託から償還を受ける権利を有する。ただし、本約款に基づきスポンサーによる遂行が要求される業務を代理人が行う場合の代理人報酬については、スポンサーは本信託にこれを請求する権利を有しない。受託者は、本第 7.04 条に従ってスポンサーに対して支払われた金額に対して、何らの責任または責務を負うものではない。スポンサーは、その単独の裁量により、随時、本第 7.04 条に基づき、スポンサーから受託者への書面による費用放棄通知において明記される期間について、支払われる報酬の全部または一部を放棄することができる。スポンサーは本約款においてその報酬を放棄する義務を負わず、および当該放棄により、当該放棄の対象とならない期間について費用を放棄する義務が発生するものではない。スポンサーによるいかなる報酬放棄も本約款に基づくスポンサーの義務を軽減するものではない。~~

第 8.01 条 受託者の権利、義務および責任についての一般的な定義

本約款で定められる受託者のすべての義務、権利、特権および責任は、以下の定めを前提とする。

* * *

(h) 弁護士による助言

受託者は、自身が選択した法律顧問に、第 3.05 条 (a) および (b) の規定に基づきスポンサーまたは本信託の費用負担により、本約款に関連する事項について相談することができ、受託者は、かかる弁護士の助言に従って誠実に行った行為についていかなる責任も負わないものとする。

* * *

(r) 保管業務および代理人に対する受託者の責任

本約款第 3.02 条を前提として、受託者は、当初カストディアン、またはスポンサーの指示によって、もしくは受託者が合理的な注意義務を払って選任したカストディアンによる不履行について、責任を負わないものとする。受託者は、金以外の信託財産のためにカストディアン、代理人、弁護士、会計士、監査人およびその他の専門職を雇用することでもでき、かかるカストディアン、代理人、弁護士、会計士、監査人またはその他の専門職が合理的な注意義務をもって選任されている場合、当該カストディアン、代理人、弁護士、会計士、監査人およびその他の専門職の不履行に対して責任を負わないものとする。金の保管、預託または引渡しおよび金の保管と保護預かりに関連する業務についてカストディアンにより請求された手数料および費用（疑義を避けるために、特定金口座契約および非特定金口座契約に従って当初カストディアンに支払われる手数料を含む。）、代理人、弁護士、会計士、監査人またはその他の専門職の手数料により請求された報酬と費用、およびにカストディアンに従ってカストディアンに償還可能な費用は、受託により履行される業務に対する手数料を除いて第 3.05 条 (a) および (b) の規定により、スポンサーまたは本信託の費用を構成するものとすから支払われる。金以外の資産の保管について支払われる手数料は、受託者の費用とするものとする。

第 8.02 条 帳簿、記録および報告；監査

(c) 受託者は、米国、その州もしくは行政管区または本信託もしくはその管理に関して課税権限を有するその他の法域の制定法、規則、規制によりその時々において必要であるとの自身の弁護士または会計士による助言に従い、選択を行い、税務申告書を提出し、税務報告書を作成、配布および提出するものとする。税務申告および税務報告書の作成のために雇用される会計士の費用は、本信託の費用とスポンサーにより支払われるものとする。

(d) 本信託の計算書類は、法律の要件に従って、またはスポンサーの指示によって、スポンサーがその時々において指名する独立した公認会計士によって監査されるものとし、かかる監査費用は本信託の費用とスポンサーにより支払われるものとする。かかる会計士による報告書は、受託者が受益的所有者に要求に応じて提供するものとする。

第 8.04 条 受託者の報酬

(d) 受託者は、~~第 3.05 条に定められた時点において、本約款における自身の業務の履行に対する報酬として、以下に従い本信託の 1 日当たりの調整済純資産価額に対して 1 年当たりで計算した額を、毎月後払いされるものと~~スポンサーおよび受託者間の別途書面による合意に従い、スポンサーから、本約款に基づくその通常業務に対する報酬および本約款に基づき発生した通常の立替払費用の支払いを受ける権利を有する。

~~ただし、受託者は、1 年当たり 500,000 ドル以上を受領するものとする。受託者の年間報酬(最低手数料を含む。)は、受託者を務めた年が 1 年に満たない年については日割計算されるものとする。~~

受託者の手数料は、本信託の管理または受託者の責務が本約款で企図するものから大幅に変更される場合にかかる変化を反映するために、~~受託者とスポンサーが誠実に行う決定に従って変更されることがある。~~

(e) 受託者はまた、本信託に対して、本約款に基づき発生した一切の費用および支出(受託者により提供される業務に対する代理人の報酬を除く。)について、~~本信託に関連してを請求する権利を有する。~~当該費用には第 3.05 条(b)または本約款のその他の規定に基づき受託者により提供された特別業務について、本信託に請求するものとす本信託に請求できると特定されている費用を含むが、(i)前項の第 8.04 条(a)に規定され

た金額および(ii)本約款に基づき受託者による遂行が要求される業務を代理人が行う場合の代理人報酬は除かれる。

第 9.01 条 終了時の手続き

* * *

(c) 終了日(この日をもって、預託機関は譲渡を認めなくなるものとする。)および本信託の資産が清算される予定期間を記載した書面による終了通知は、第 3.10 条に示すように受益的所有者に配布するために、本信託の終了の少なくとも 20 日前までに受託者が DTC 参加者に交付するものとする。かかる通知にはさらに、当該通知の日以降、追加の設定バスケットまたは追加の設定バスケット預託の設定請求が認められない旨を明記するものとする。当該終了後合理的期間内に、受託者は、適用される法律の規定に従って、本約款の定めに従い解約バスケットを解約する参加者にまだ分配されていない金(もしあれば)を、整然とした売却を実現し、市場への影響を最小限にする方法でこれを売却するものとする。受託者は、この第 9.01 条の規定に従って行った売却を理由として発生した価値下落または損失について、いかなる方法においても責任を負わないものとする。受託者は、通常と異なるまたは予測不可能な状況(金の取引停止を含むがこれに限らない。)が生じた場合、金の売却を中止することができる。本約款に従って保有される最後の金の売却手取金の受領をもって、受託者は以下を行うものとする。

(i) (1)通常業務に対して発生した自身の報酬、(2)特別業務に対して発生した報酬、(32)払い戻しを受けていない前払い金、(43)その他本約款に定める支払い(第 8.04 条(a)に基づきスポンサーにより支払われるものを除く。)に対する償還の合計額を、本信託から個別に支払いを受ける。

第 10.02 条 (当初および継続的な)SPDR[®] ゴールド・シェアの登録; シェアの上場; 所定の証券法上の届出

* * *

募集および販売のための SPDR® ゴールド・シェアの当該登録、資格要件具備、それらの維持または終了、本取引所およびまたは複数のその他の取引所または証券市場への SPDR® ゴールド・シェアの上場、その維持または終了、連邦、州もしくは米国以外の証券法またはその他の法律に基づき要求される本信託の定期報告書およびその他の報告書の作成および提出に関する手数料および費用、本第 10.02 条に記載される行為に関する登録手数料、青空手数料、印刷費用、郵送費、弁護士費用、およびその他の立替払いによる費用は、本信託スポンサーが第 3.05 条(a)に定められた方法により負担するものとする。

第 10.03 条 ライセンサーとのライセンス契約

(a) スポンサーは、当初預託日に先立って、The Bank of New York、スポンサーおよび The World Gold Council から、本信託の設定および運営ならびに SPDR® ゴールド・シェアの販売に必要な特許および特許申請書ならびにその他の知的財産権に基づくライセンスを取得するものとする。

(b) ~~本信託は、~~スポンサーに対しては、第 3.05 条(a)に従ってかかるライセンスにかかるコストを償還負担するものとする。

第 10.06 条 スポンサーおよび当初マーケティング・エージェントの手数料の減額

~~本信託の開始から本約款日より 7 年間、またはマーケティング・エージェント契約の終りがこれより早い場合にはそのときまで、スポンサーの手数料を減額するものとし、当初マーケティング・エージェントの手数料についての本信託からの支出は、以下のように制限されるものとする。~~

~~ある月の末日において、本信託の通常見積費用(当該月における当初マーケティング・エージェントの手数料およびスポンサーの手数料を含む。)が、当該月における本信託の毎日の調整済純資産価額の年率 40 ベーシス・ポイント(0.40%)を超える場合、当該月についてスポンサーおよび当初マーケティング・エージェントに対して支払われるべき手数料は、当該手数料額を上限として、当該超過分が減額されるものとする。スポンサーは、本条に従ってスポンサーまたは当初マーケティング・エージェントにそれぞれ支払われる減額後の手数料を超えてスポンサーまたは当初マーケティング・エージェントに対して支払われた金額について、速やかに払~~

~~い戻し、当初マーケティング・エージェントをして速やかに払い戻させることに同意する。~~

~~本条の規定は、本約款日から満 7 年が経過したとき、またはマーケティング・エージェント契約がそれより早く終了した場合にはその日に失効するものとする。~~

(SPDR[®] GOLD TRUST の信託約款から前記第 10.06 条を削除することにより、後記第 10 章のその他の条文および第 10.07 条から第 10.15 条を参照する条文は、かかる削除を反映するように条文番号が変わるものと見なされます。)

(修正末尾)

別紙 B

[訳文]

SPDR[®] GOLD TRUST

2004 年 11 月 12 日付

信託約款

2014 年 6 月 18 日付第四修正

2014 年 6 月 18 日付の本修正(以下「本修正」という。)は、SPDR[®] GOLD TRUST(以下「本信託」という。)の、2004 年 11 月 12 日付で本信託のスポンサーたる World Gold Trust Services, LLC (以下「スポンサー」という。)と本信託の受託者たる The Bank of New York Mellon (以下「受託者」という。)との間の信託約款(随時の改正を含む。)信託約款(以下「本信託約款」という。)を修正するものである。本修正は、上記に掲げた日付の 45 暦日後に効力を生じる。

スポンサーは以下の理由により本信託約款を修正することを望んでいる。(1) 本信託が参加者から受領した設定バスケット預託数量が、信託非特定口座から信託特定口座に振り替えられた後のみ、設定バスケットが受託者によって発行および引き渡されることを提供するため、(2)カスタディー契約上認められる限度および同契約により定められた方法で、スポンサーが受託者にカスタディアンを解任するよう指示できることを明確化するため、(3)本信託約款において基準日を必要とする全ての事項のため、基準日を定義付ける規定を追加するため、(4)各営業日において、本信託によって保有されている金および本信託の SPDR[®] ゴールド・シェア 1 口当たりの純資産価額を評価するために、受託者が用いる手順を明確化するため、(5)本信託約款により、スポンサーが、その提供するサービスにより本信託から受領する手数料の一部または全部を放棄する権利があることを明確化するため、ならびに(6)スポンサーが、(a)自らが決定する法域において、SPDR[®] ゴールド・シェアを登録もしくは資格要件の効力を維持すること、または SPDR[®] ゴールド・シェアを証券取引所および証券市場に上場させること、ならびに当該登録、資格要件維持もしくは上場を維持または終了する権利を有すること、ならびに(b)本信託約款に規定されていないことに関して、一定の行動をとる権利を有することを明確化するため。

本信託約款の第 10.01 条は、該当箇所において、スポンサーおよび受託者が「曖昧さを是正すること、不完全もしくは矛盾につながり得る本書の規定を訂正もしくは補足すること、または本書から生じる問題もしくは疑問に関して、受益者の利益に重大な悪影響を及ぼさないとスポンサーが誠実に判断した規定を作成することを目的として」本信託約款を修正することができることを規定している。

本修正を、本書記載の当事者および受益者に対して法的拘束力のある有効な文書とするための必要な条件は全て整った。

スポンサーおよび受託者は以下の通り合意する。

1. (a) 本信託約款の第 2.03 条(a)(iii)は、本書により以下の通り読み換えられる。

(iii)参加者の購入請求を受理した後、受託者は、購入請求日から 3 営業日後の午前 11 時(ニューヨーク時間)もしくはその後間もなく、参加者の購入請求を満たす設定バスケットの発行および引き渡しを行う。ただし、受託者が、かかる時刻までに、(A)自らの計算で、取引手数料を、(B)本信託の計算で、現金預託(もしあれば)を、さらに(C)(1)カストディアンが、本信託の計算で、信託非特定金口座(または当該カストディ契約において規定された他のカストディ口座)の貸方に、参加者非特定金口座(または当該カストディ契約に従って本信託に金を振り替えることができる参加者の他の口座)から、購入請求を行った参加者から支払われるバスケット設定預託数量を受領した旨および(2)カストディアンが、信託非特定金口座(または当該カストディ契約において規定された他のカストディ口座)から信託特定口座(または当該カストディ契約において規定された他のカストディ口座)にバスケット設定預託数量を振り替えた旨のカストディアンからの通知(当該日における取引についての公式報告である必要はない。)を、受領している場合に限られる。

(b) 本信託約款の第 3.02 条(b)は、本書により以下の通り読み換えられる。

(b) スポンサーは、その時々において、(i)カストディ契約により認められる限度およびカストディ契約所定の方法にて、カストディアンを解任すること、または(ii)金の保管およびその預託と引き渡しに関連したサービスを行うために、当初カストディアンまたは後任カストディアンもしくは追加カストディアンに加えて、またはこれらに代わる者として、1 ないし複数の他のカストディアン(以下、それぞれ「追加カス

トディアン」または「後任カストディアン」という。)を指名するよう受託者に指示することができる。ただし、スポンサーは、かかる指名が本約款に基づく受託者の業務遂行に重大な悪影響を与える可能性がある場合には、受託者の同意なしに後任カストディアンまたは追加カストディアンの雇用を指示してはならない。

- (c) (1) 本信託約款の第 1 章に記載されている「分配日」の定義は、本書により以下の通り読み換えられる。

分配日

第3.05条(d)に従って現金口座からの分配が行われる日で、スポンサーおよび受託者が第3.12条に従って定める。

- (2) 本信託約款の第1章に記載されている「基準日」の定義は、本書により以下の通り読み換えられる。

基準日

第3.05条(d)に従って現金口座からの分配が行われる日付としてスポンサーおよび受託者が第3.12条に従って定める日

- (3) 以下の新設された第3.12条が、本信託約款に追加される。

第 3.12 条 基準日の設定

分配が行われるとき、受託者が受益的所有者から委任状勧誘もしくは同意の通知を受領するとき、何らかの理由で発行済みの SPDR[®] ゴールド・シェアの分割、併合もしくはその他の変更があるとき、または受託者が何らかの事項について必要もしくは便宜と考えるときはいつでも、受託者はスポンサーと協議の上、受益的所有者を決定するための基準日を設定するものとする。受益的所有者は、(i)かかる分配金またはその売却代金を受領し、(ii)かかる勧誘について代理権または同意を与え、(iii)かかる分割、併合もしくはその他の変更の結果として SPDR[®] ゴールド・シェアを受け取り、および(iv)基準日が設定される理由となったその他の事項について行為する権利を有する。

- (d) 以下の新たな文言が、本書により本信託約款の第 4.01 条の末尾に追加される。

購入請求に基づき引き渡す金は当該購入請求日の翌第一営業日に開始する評価に含まれるものとする。解約請求に基づき引き渡す金は当該解約請求日の翌第一営業日以降に開始する評価に含まれないものとする。

- (e) (1) 以下の条項は、本書により本信託約款の第 5.01 条第 1 段落の最後の文章から削除される。

(かかる日に発生する設定バスケットおよび解約バスケットの清算を考慮にいれるものとする。)

- (2) 以下の新たな文言が、本書により本信託約款の第 5.01 条第 1 段落の末尾に追加される。

本第5.01条の目的のため、(i)購入請求に基づき交付するSPDR[®] ゴールド・シェアは、当該購入請求日の翌第一営業日の開始時において発行済みと考えられ、(ii)解約請求に基づき交付されるSPDR[®] ゴールド・シェアは、当該解約請求日の翌第一営業日以降、発行済みではないと考えられるものとする。0.01ドルに満たない端数はかかる評価においては無視される。

- (f) 以下の新たな文言が、本書により本信託約款の第 7.04 条の末尾に追加される。

スポンサーは、その単独の裁量により、随時、本第7.04条に基づき、スポンサーから受託者への書面による費用放棄通知において明記される期間について、支払われる報酬の全部または一部を放棄することができる。スポンサーは本約款においてその報酬を放棄する義務を負わず、および当該放棄により、当該放棄の対象とならない期間について費用を放棄する義務が発生するものではない。スポンサーによるいかなる報酬放棄も本約款に基づくスポンサーの義務を軽減するものではない。

- (g) 本信託約款の第 10.02 条は、本書により以下の通り読み換えられる。

第 10.02 条 (当初および継続的な)SPDR[®] ゴールド・シェアの登録; SPDR[®] ゴールド・シェアの上場; 所定の証券法上の届出

スポンサーは、(i)1933 年証券法(その後の改正を含む。)登録届出書を作

成し、これを SEC に提出し、米国連邦証券法上の募集および販売を行うために SPDR[®] ゴールド・シェアを適格とするのにその時々において必要な措置(かかる登録届出書の修正および補足の作成および提出を含む。)をとること、(ii)登録届出書または目論見書のかかる修正または補足、および目論見書の使用を禁止または停止する命令について速やかに受託者に通知すること、(iii)受託者が合理的に要求する数量の目論見書のコピー(電子的形式によるコピーを含む。)をその時々において受託者に提供すること、(iv)1934 年証券取引所法(その後の改正を含む。)に基づいて必要とされる定期的報告書および更新を作成および提出すること、(v)米国の州またはスポンサーが選択するその他の法域の証券法または青空法に基づく募集および販売の目的で SPDR[®] ゴールド・シェアを登録しおよび資格要件を充たすために、スポンサーが決定する限り当該登録または資格要件の効力を維持するために、ならびにスポンサーが決定する場合は当該登録または資格要件の具備を終了させるために、その時々において必要なまたは望ましい措置をとること、(vi)本取引所およびスポンサーが選択する法域におけるその他の取引所または証券市場に SPDR[®] ゴールド・シェアを上場させるために、スポンサーが決定する限り当該上場の効力を維持するために、ならびにスポンサーが決定する場合は当該上場を終了させるために、その時々において必要なまたは望ましい措置をとること、について同意し、自身の側で引き受けるか、これを行う代理人を指名する。米国の州以外の法域における SPDR[®] ゴールド・シェアの登録もしくは資格要件具備およびそれらの維持もしくは終了、または当該法域の取引所もしくは証券市場への SPDR[®] ゴールド・シェアの上場およびその維持もしくは終了に関して、スポンサーは、その単独の裁量により、別途本約款においてスポンサーに想定されていない措置(別途本約款において想定されない職務、義務および責任を含む。)をとることができる。募集および販売のための SPDR[®] ゴールド・シェアの当該登録、資格要件具備、それらの維持または終了、本取引所および一または複数のその他の取引所または証券市場への SPDR[®] ゴールド・シェアの上場、その維持または終了、連邦、州もしくは米国以外の証券法またはその他の法律に基づき要求される本信託の定期報告書およびその他の報告書の作成および提出に関する手数料および費用、本第 10.02 条に記載される行為に関する登録手数料、青空手数料、印刷費用、郵送費、弁護士費用、およびその他の立替払いによる費用は、本信託が第 3.05 条に定められた方法により負担するものとする。

2. 本修正により修正される事項を除いて、本信託約款は修正されないものと

し、完全な効力を有するものとする。

3. 本修正で定義されていない大文字表記の語は、本信託約款でかかる語に与えられた意味を有するものとする。
4. 本修正は、任意の部数の副本により作成することができ、各副本は、作成および交付された時に、原本とみなされるものとするが、その全てが全体として単一かつ同一の修正を構成するものとする。

[以下署名頁]